

任意継続用 被扶養者の認定申請に必要な添付書類一覧

○印は必須書類、△印は原則不要だが健保が必要と判断した場合は添付

申告内容	増える(=申請対象者) または減る 家族の続柄	減る家族の 保険証	任意継続用 健康保険 被扶養者 (異動)届 (健保所定用紙)	世帯全員の住民票 (市区町村発行) ※1	戸籍謄本 (市区町村発行) ※2	移行時⇒保険証を返却 新規加入者⇒脱退証明書、 保険証コピー等 ※3	任意継続用 状況確認書 (健保所定用紙)	所得証明書 (市区町村発行) ※4	収入の有無 の証明書類	別居の場合 任意継続用 仕送り明細書 (健保所定用紙) と送金証明 ※6・7	備考
引続き扶養継続する時及び家族が増える時	子供	出生児	○	○	△	-	-	-	-	○	配偶者を含め、世帯全員の住民票の中に、申請対象者の他に就労している家族がある場合、その方に扶養の付替えができないか、新たに申告される場合も含めご検討ください。その方が扶養できない場合は、「被扶養者(異動)届」(健保所定用紙)に理由と年収を記入し、収入のわかるものを添付 別居では認定出来ない場合があります。 被扶養者資格者の範囲を確認のこと。
		18歳未満 (勤労している場合は、 18歳以上と同様の 取り扱い)	-	○	△	○	-	-	-	○	
		18歳以上	-	○	△	○	○	○	○	○	
	配偶者	-	○	△	○	○	○	○	○	-	
	同世帯の父・母 (養父母含む)	-	○	△	○	○	○	○	○	-	
	別世帯の父・母 (養父母含む)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他 (三親等内の親族)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
家族が 減る時	全員	○	○	・就職先等で他健保加入の場合⇒「加入証明書」または、「加入先保険証のコピー」 ※国保に加入される場合は、先にヤマハ健保の脱退手続きが必要です。 ・失業給付受給開始の場合⇒「雇用保険受給資格者証のコピー」 ・年金受給開始の場合⇒「年金改定通知書のコピー」							

- ※1 世帯主との続柄、戸籍筆頭者を省略していない世帯全員の住民票を添付。市区町村発行の証明書は、直近3か月以内に発行されたものを添付。
 - ※2 世帯全員の住民票で、被保険者と継続する家族や増える家族(=申請対象者)の続柄が確認できない場合に添付。別居の場合は必ず添付のこと。
 - ※3 既に他健保組合を脱退された方は、脱退証明書(資格喪失証明書)、国保加入者は保険証のコピーを添付。
 - ※4 所得証明書は1月1日現在に住民票のあった市町村で取得。「前年1月～12月分」までの1年間の収入が記載されます。
ただし取得時期が1月～5月の場合は「前々年の1月～12月分」となっています。(直近3か月以内に発行されたものを添付)
 - ※5 継続する家族または増える家族(=申請対象者)に配偶者がいる場合は、収入のわかる資料と「生活実態調査書」(健保所定用紙)を添付(被保険者が配偶者の場合不要)
 - ※6 在職時とは状況が変わるため、送金事実の証明として新たに「定額自動送金」の手続きが必要。
単身赴任であった方や勤労学生も別居の場合は、「任意継続用仕送り明細書」(健保所定用紙)と「定額自動送金依頼書」(手渡しは不可。銀行受付印のある証明)を提出のこと。
 - ※7 入院など一時的な別居の場合は、仕送り明細書と送金証明の添付は不要。
- ◎ 収入の有無の証明書類は、次ページ参照

収入の有無の証明書類

収入の内容		現在収入のない方	現在収入のある方	備考
給与収入について		現在は収入なしでも、所得証明書上、所得がある場合は、退職日等確認のため「退職証明書」(健保所定用紙)を提出のこと		アルバイト又はパート等収入有の方は、「雇用証明書」(健保所定用紙)
雇用保険失業給付受給について ★印の書類の発行に時間がかかる場合は、健保所定の誓約書にて暫定認定します。但し、後日★印の書類コピーの提出が必須。	未加入	「退職証明書」(健保所定用紙)または雇用保険未加入及び退職の事実がわかるもの(退職時源泉徴収票等のコピー)		受給中 「受給資格者証」のコピー 基本手当日額が3,612円(60歳以上及び障害厚生年金の受給要件に該当する方は、5,000円)未満の方が対象
	受給しない(期間不足、放棄等) ※8	・誓約書(健保所定用紙) ・離職票1、2★のコピー、または雇用保険資格喪失確認通知書★のコピー		
	受給予定 ※8	・誓約書(健保所定用紙) ・離職票1、2★のコピー、または受給資格者証★のコピー		
	受給延長中(予定) ※8	・誓約書(健保所定用紙) ・離職票1、2★のコピー		
	既に受給済	『支給終了』印のある受給資格者証のコピー (『支給終了』の印字がないものは無効)		
農業・自営業・副業 利子配当 不動産賃貸等の 所得について	廃業(耕)で申告の場合 → 廃業(耕)届既に提出済みの方は不要		・過去5年分の「確定申告書控のコピー」 「収支内訳書のコピー」 「納税証明書その2(「確定申告控」に税務署印のある場合は不要)」 ・確定申告していない場合は、「市(町)県民税申告書のコピー」	【以下、認定対象外】 ・雇用人を有する事業を行っている場合 ・過去5年以内に消費税の納入実績がある場合や、基準額以上の課税所得がある場合
各種年金	・請求中の場合は、見込み額で判定		直近の「改定通知書(葉書のコピー)」 または 直近の「振込通知書(葉書のコピー)」	年金・恩給等とは・・・老齢年金、遺族年金、障害年金、共済年金、企業年金、農業者年金、恩給等※退職金を年金にて受給している場合も含む
傷病手当金・休業補償等			「決定通知書(コピー)」等	
その他			その他継続性のある収入のある場合は、証明できるものを提出	
無職無収入者	学生以外	現在無職無収入であっても、「所得証明書」で 所得がある場合は、上記のいずれかの書類が必要 ・60歳未満の方及び60歳以上で年金を受給していない方は「理由書」(健保所定用紙)のC項を記入し提出のこと		※所得証明書で所得がある場合、勤労学生は、無職無収入には該当しないので、「雇用証明書」(健保所定用紙)が必要
	学 生	・在学証明書(原本)または学生証コピー ・海外留学の方は「理由書」(健保所定用紙)に在学証明書を添付 ※9		
	身体障害者	「身体障害者手帳(コピー)」等		

※8 任意継続に移行される前に、「離職票1、2」のコピーで認定された方で、任意継続加入中に4年を経過しても失業給付を受給しなかった場合は、受給無の確認の調査を実施します。

その際「離職票1、2」または「受給資格者証」(原本)を健保に提示することになりますので、大切に保管すること。

※9 ワーキングホリデー等、就労ビザでの留学は、「学生以外」として取り扱う。

◎ ご提出いただいた添付書類だけでは「扶養実態が把握できない」と健保が判断した場合には、この他にも実態を証明する書類の提出を求める事もありますので、予めご了承ください。